

「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 26 年 3 月）の改定について【主な改定事項】

「いじめ問題対策連絡協議会」（平成 29 年 7 月 13 日）より	「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 26 年 3 月）	
	改定前	改定後の案
<p>【国の改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの定義の解釈の明確化 <p>【委員提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> まわりの生徒からいじめの訴えがあることは大事。これはクラスづくりの基本 校内においても相談できる体制づくりが大切 	<p>一 いじめ防止等のための対策の基本的な方向</p> <p>2 いじめとは</p> <p>(1) いじめの認知 (P. 2)</p> <p>そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいな<u>できごと</u>であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要。</p>	<p>そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいな<u>けんかやトラブル</u>であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要。</p> <p><u>また、いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢が必要。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> 「いじめの定義」と矛盾 他の記述と重複する内容 	<p>(2) 見えにくいいじめ (P. 2)</p>	<p>(削除)</p>
<p>【委員提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめる子の背景を考えた支援が必要 	<p>(3) いじめの背景 (P. 3)</p> <p>いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。</p>	<p>いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合がありますことから、<u>いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要である。</u></p>
<p>【本県の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめをより広く認知する必要 	<p>3 いじめ防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめを未然に防ぐために (P. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする<u>機会</u>ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒間のささいなトラブル (<u>日常的衝突</u>) は人間関係づくりをする<u>機会</u>であり、<u>社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する。</u>
	<p>二 いじめの防止等のための対策</p> <p>1 県の取組</p>	

<p>【長野県いじめ防止対策推進条例】</p>	<p>(1) いじめ問題対策連絡協議会 (P. 5)</p> <p>その構成員は、<u>学校や県・市町村の教育関係者のみならず、児童福祉や人権に関する機関の関係者、法律や医療、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者、保護者や民間団体の代表の参画を図るとともに、県の私立学校を所管する部局や子どもの福祉、青少年の健全育成を担当する部局の関係者、警察関係者等が加わります。</u></p> <p>「いじめ問題対策連絡協議会」では次のような事項について協議する。</p> <p>○ <u>学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握。</u></p> <p>○ <u>関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解。</u></p> <p>○ <u>県や学校のいじめ防止等の取組の提言や評価。</u></p> <p>○ <u>新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方。</u></p>	<p>その構成員は、<u>条例第 11 条に基づき、学校、長野県教育委員会及び市町村の教育委員会、長野県中央児童相談所、長野地方方法務局、長野県警察本部その他の関係者とする。</u></p> <p>「いじめ問題対策連絡協議会」では次のような事項について協議する。</p> <p>○ <u>県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項</u></p> <p>○ <u>いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項</u></p> <p>○ <u>その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</u></p>
<p>【本県の現状】</p> <p>・児童生徒自身がインターネット利用に関して問題を感じており、自主的なルール作り等の取り組みが中学校・高校を中心に広がりつつある</p>	<p>(2) 未然防止の取組 (P. 5)</p> <p>・人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動等の充実や、児童生徒のいじめ防止等のための自主的活動に対する支援の充実を促す。</p>	<p>・人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動等の充実や、<u>「いじめ防止子どもサミットNAGANO」「高校生ICTカンファレンス長野大会」の開催等、児童生徒のいじめ防止等のための自主的活動に対する支援を充実</u></p>
<p>【本県の現状】</p> <p>・いじめをより広く認知する必要</p>	<p>(3) 早期発見の取組 (P. 6)</p> <p>・<u>電話等でいじめの通報・相談を受け付ける学校外の窓口の整備とその周知</u></p>	<p>・<u>「子ども支援センター」「学校生活相談センター」によるいじめの通報・相談を受け付ける学校外の窓口の整備とその周知を徹底</u></p>
<p>【本県の現状】</p> <p>・「インターネット適正利用」に向けた予防的な取組を更に推進</p>	<p>(4) いじめへの対応 (P. 6)</p> <p>・インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備の促進。</p>	<p>・インターネットを通じて行われるいじめに関する<u>事案を未然に防止するための定期的なアンケート調査等の実施による実態把握と、起きた事案に対処する体制の整備</u></p>
<p>【本県の現状】</p> <p>・「地方いじめ防止のための基本的な方針」を策定していない市町村が多い</p>	<p>(5) その他 (P. 6)</p>	<p>・<u>特段の理由がある場合を除き、すべての市町村がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための地方いじめ防止基本方針を定めるよう指導、助言</u></p>

<p>【本県の現状】 ・「地方いじめ防止基本方針」に基づき、各市町村が主体的に取組めるよう削除</p>	<p>2 市町村の取組 (P. 6)</p>	<p>(削除)</p>
<p>【委員提案】 ・S Cが生徒指導会議等に積極的に参加することで、加害・被害になってしまうような生徒に対し、もっと早い段階からかかわることができる」</p>	<p>3 学校の取組 (2) 《イメージ図》 (P. 8) ・必要に応じて外部専門家の助言</p>	<p>(2) 《イメージ図》 ※必要に応じて、<u>学級担任・部活動顧問等の参加や、外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)の助言</u></p>
<p>・新学習指導要領に沿った授業改善</p>	<p>(3) 未然防止の取組 (P. 8) ・「授業がもっとよくなる三観点(ねらい・めりはり・見とどけ)を大切にした「<u>わかる授業</u>」の展開と学習内容の確実な定着</p>	<p>・「授業がもっとよくなる三観点(ねらい・めりはり・見とどけ)を大切にした「<u>主体的・対話的で深い学び</u>」を目指した授業改善と学習内容の確実な定着</p>
<p>【国の改定】 ・学校として特に配慮が必要な児童生徒についての適切な支援と組織的指導を明記</p> <p>【委員提案】 ・発達障がいや性同一性障がいを含む研修などでS Cが役に立てることがあると思う。S Cの役割や求めるものをどんどん示していただきたい</p>	<p>(エ)職員の研修 (P. 9) ・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開。</p>	<p>・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開。<u>なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施する。</u></p> <p>① <u>発達障がいを含む障がいのある児童生徒</u> ② <u>海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒</u> ③ <u>性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒</u> ④ <u>東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒</u></p>
<p>【本県の現状】 ・アンケート調査などの学校の取組による発見の割合が低い</p>	<p>(4) 早期発見の取組 ウ アンケートやチェックリストの活用 (P. 10) ・<u>無記名式など回答方法に配慮したアンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。</u></p>	<p>・<u>アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施</u> (例) 「<u>学校生活アンケート</u>」「<u>5分間ショート面接</u>」の活用</p>
<p>【国の改定】</p>	<p>(5) いじめへの対応 (P. 10) いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の</p>	<p>いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒</p>

<p>・教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記</p> <p>【委員提案】</p> <p>・いじめの子の背景を考えた支援が必要</p> <p>【国の改定】</p> <p>・いじめの「解消」の定義を詳細に規定</p>	<p>安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をします。そのため、自校の「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解しておく必要があります。</p> <p>○ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に<u>理解を示しながらも毅然とした指導</u>）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等</p>	<p>の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、<u>法第23条第1項の規定に違反し得ることになる。</u>そのため、自校の「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員が組織的対応の仕方を<u>以下のポイントをもとに共通理解しておく必要がある。</u></p> <p>○ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に<u>十分留意した適切な指導</u>）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等</p> <p><u>また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。</u></p> <p>① <u>いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること</u></p> <p>② <u>被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</u></p>
<p>【本県の現状】</p> <p>・児童生徒の自主的な活動を推進</p>	<p>(6) ネット上のいじめへの対応 (P.10)</p>	<p>・<u>インターネットの安全な利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。</u></p>
<p>【国の改定】</p> <p>・学校評価において、取組状況を評価項目に位置付けることを規定</p>	<p>(7) その他 (P.11)</p> <p>・<u>学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。</u></p>	<p>・<u>学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルで取組の改善を図る。</u></p>
<p>【委員提案】</p>	<p>4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携しいじめ防止等の取組</p> <p>(1) 保護者の役割 (P.11)</p>	

<p>・保護者自身もインターネット利用についての学びが必要</p>	<p>・基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールの方針など、家庭におけるルールづくりに努める。</p>	<p>・基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。<u>また、保護者自身もインターネットの適正利用に関わる知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。</u></p>
<p>【国の改定】</p> <p>・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」</p> <p>・「不登校重大事態に係る調査の指針」</p>	<p>5 重大事態への対応 (P.12)</p> <p><u>いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。</u></p>	<p><u>いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応することが必要である。</u></p>
<p>【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】</p> <p>【不登校重大事態に係る調査の指針】</p>	<p>(1) 学校の対応 (P.12)</p> <p><u>学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会 平成24年1月）等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備しておく。</u></p>	<p><u>学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会 平成24年1月）等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備しておく。</u></p>
<p>【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】</p> <p>・調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保</p>	<p>(2) 学校の設置者又は学校の対応</p> <p>ウ 調査結果の提供及び報告 (P.14)</p> <p>(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供</p>	<p>ウ 調査方針及び結果の提供及び報告</p> <p>(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供</p> <p>・調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明</p> <p>① <u>調査の目的・目標</u></p> <p>② <u>調査主体（組織の構成、人選）</u></p> <p>③ <u>調査時期・期間（スケジュール、定期報告）</u></p> <p>④ <u>調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）</u></p> <p>⑤ <u>調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）</u></p> <p>⑥ <u>調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）</u></p>
<p>【いじめの重大事態の調査に関するガイド</p>	<p>(イ) 調査結果の報告 (P.14)</p>	<p>(イ) 調査結果の報告</p>

<p>ライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の報告に際して注意点を明記 <ul style="list-style-type: none"> ・調査記録の保存期間を明記 	<p>学校の設置者又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う。</u> ・学校の設置者又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。 ・<u>調査により把握した情報の記録は、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。</u>
<p>【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記 	<p>エ 調査結果を踏まえた措置 (P. 14)</p> <p>学校の設置者は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。</u> ・学校の設置者は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。 ・<u>学校の設置者は、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。</u>
<p>【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準を示す 	<p>(3) 地方公共団体の長等による対応 (P. 15)</p> <p>(2)ウ(イ)「調査結果の報告」を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、<u>必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。</u></p>	<p>(2)ウ(イ)「調査結果の報告」を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、<u>以下に掲げる場合は、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）することを検討する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合</u> ② <u>事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合</u>

		<p>③ <u>学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合</u></p> <p>④ <u>調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合</u></p>
<p>【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】</p>	<p>ア 再調査 (P.15)</p> <p>・再調査にあたっては、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。</u></p>	<p>・再調査にあたっては、<u>学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。</u></p>